

徳島県農地中間管理事業事務実施要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、徳島県農地中間管理機構である公益財団法人徳島県農業開発公社(以下「公社」という。)が、農地中間管理事業の推進に関する法律及び徳島県農地中間管理事業規程に基づき実施する農地中間管理事業の適正かつ円滑な事務の推進を図るために必要な手続きを定める。

(農用地利用集積等促進計画の作成)

第 2 条 公社は、農用地利用集積等促進計画(以下「促進計画」という。)の作成に当たっては、市町村からの促進計画の案の提出又は農業委員会からの要請によることを基本とする。

促進計画による権利移動については、農地中間管理権の取得と耕作者への貸付けを分けて行う「2 段階方式」、及び農地中間管理権の取得と耕作者への貸付けを同時に行う「一括方式」を設ける。

(2 段階方式による農地中間管理権の取得)

第 3 条 公社が農地中間管理権を取得するに当たり、市町村からの促進計画の案の提出による場合には、市町村は、あらかじめ農業委員会の意見を聴いた上で『様式 2 農用地利用集積等促進計画(集積)』(以下「促進計画(集積)」という。)を作成し、地権者の記名押印を受け、『様式 1-1 農用地利用集積等促進計画(集積)の案について(提出)』に添付して公社に提出するものとする。この場合において、所有権が数人の共有に係る農地の場合は、『様式 3-1 利用権設定等に係る同意及び代表相続人届出書』又は『様式 3-2 利用権設定等に係る同意及び共有地代表者届出書』及び『参考様式 1 相続説明図』を併せて添付するものとする。なお、やむを得ない場合には、様式 3-1 の届出書及び参考様式 1 の説明図を『参考様式 2 契約農地の相続権に関する申告書』に代えることができるものとする。

また、農業委員会からの要請による場合には、農業委員会は、あらかじめ市町村の意見を聴いた上で前段と同様の書類を作成し、『様式 1-2 農用地利用集積等促進計画(集積)について(要請)』に添付して公社に提出するものとする。

2 公社は、前項で提出された促進計画(集積)の案を基に促進計画を定め、『様式 4 農用地利用集積等促進計画(集積)の認可について(申請)』に添付して県知事に認可の申請を行うものとする。

3 公社は、農地中間管理権の設定が 15 年以上である場合は、土地改良法第 87 条の 3 第 1 項の規定による土地改良事業(以下「機構関連事業」という。)が行われることがあることについて、地権者に対し、促進計画(集積)の「2 共通事項」及び『様式 5-1 機構関連事業について(説明確認書)』により説明を行うものとする。

(2 段階方式による耕作者への貸付け)

第 4 条 公社が中間管理権を取得した農地を、耕作者(利用権の設定を受ける者)に貸し付

ける(転貸する)に当たり、市町村からの促進計画の案の提出による場合には、市町村は、あらかじめ農業委員会の意見を聴いた上で『様式 7 農用地利用集積等促進計画(配分)』(以下「促進計画(配分)」という。)の案及び『様式 8-1、8-2 又は 8-3 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等』を作成し、耕作者の記名押印を受け、『様式 6-1 農用地利用集積等促進計画(配分)の案について(提出)』に添付して公社に提出するものとする。ただし、耕作者が地域計画に位置づけられている場合は様式 8-1、8-2 又は 8-3 の農業経営の状況等の添付を省略できるものとする。なお、耕作者が果樹等及び農業用施設を新たに設置するなど、必要と認められる場合は、『参考様式 3 確認書』を耕作者及び地権者の記名押印を受け、併せて提出するものとする。

また、農業委員会からの要請による場合には、農業委員会は、あらかじめ市町村の意見を聴いた上で、前段と同様の書類を作成し、『様式 6-2 農用地利用集積等促進計画(配分)について(要請)』に添付して公社に提出するものとする。

- 2 公社は、前項で提出された促進計画(配分)の案を基に促進計画を定め、『様式 9 農用地利用集積等促進計画(配分)の認可について(申請)』に添付して県知事に認可の申請を行うものとする。
- 3 公社は、農地中間管理権の設定が 15 年以上である場合は、機構関連事業が行われることがあることについて、耕作者に対し、促進計画(配分)の「2 共通事項」及び『様式 5-2 機構関連事業について(説明確認書)』により説明を行うものとする。
- 4 公社は、地域計画の区域外の農地を耕作者に貸し付ける場合には、『参考様式 4-1 農用地利用集積等促進計画(配分)の案の概要について』を公社ホームページ上で公表し、『参考様式 4-2 農用地利用集積等促進計画(配分)の案に対する意見書』により利害関係人からの意見を聴取した上で、その結果を取りまとめ、第 2 項の申請書に添付するものとする。

(一括方式による農地中間管理権の取得と耕作者への貸付け)

第 5 条 公社が農地中間管理権を取得すると同時に耕作者に貸し付ける(転貸する)に当たり、市町村からの促進計画の案の提出による場合には、市町村は、あらかじめ農業委員会の意見を聴いた上で『様式 11 農用地利用集積等促進計画(一括)』(以下「促進計画(一括)」という。)及び『様式 8-1、8-2 又は 8-3 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等』を作成し、耕作者の記名押印を受け、『様式 10-1 農用地利用集積等促進計画(一括)の案について(提出)』に添付して公社に提出するものとする。ただし、耕作者が地域計画に位置づけられている場合は様式 8-1、8-2 又は 8-3 の農業経営の状況等の添付を省略できるものとする。また、必要に応じて次に掲げる書類を添付する。

- (1) 所有権が数人の共有に係る農地の場合は、『様式 3-1 利用権設定等に係る同意及び代表相続人届出書』又は『様式 3-2 利用権設定等に係る同意及び共有地代表者届出書』及び『参考様式 1 相続説明図』。なお、やむを得ない場合には、様式 3-1 の届出書及び参考様式 1 の説明図を『参考様式 2 契約農地の相続権に関する申告書』に代えることができるものとする。
- (2) 耕作者が果樹等及び農業用施設を新たに設置するなど、必要と認められる場合は、『参考様式 3 確認書』。

また、農業委員会からの要請による場合には、農業委員会は、あらかじめ市町村の意

見を聴いた上で、前段と同様の書類を作成し、『様式 10-3 又は 10-4 農用地利用集積等促進計画(一括)について(要請)』に添付して公社に提出するものとする。

- 2 前項の促進計画(一括)について、耕作者から地権者へ直接賃料を支払う場合、地権者及び耕作者が、促進計画(一括)の「別表 3 直接支払による借賃の支払方法に係る特約事項」を了承し、支払われるものとする。
- 3 公社は、第 1 項の促進計画(一括)の案を基に促進計画を定め、『様式 12 農用地利用集積等促進計画(一括)の認可について(申請)』に添付して県知事に認可の申請を行うものとする。
- 4 地域計画の区域外の農地を耕作者に貸し付ける場合には、公社は第 4 条第 4 項に準じて利害関係人からの意見を聴取した上で、県知事に認可の申請を行うものとする。
- 5 公社は、農地中間管理権の設定が 15 年以上である場合は、機構関連事業が行われることがあることについて、地権者及び耕作者に対し、促進計画(一括)の「2 共通事項」及び『様式 5-1 又は 5-2 機構関連事業について(説明確認書)』により説明を行うものとする。

(契約の変更)

第 6 条 2 段階方式における促進計画の内容を変更する必要がある場合は、次により手続きを行う。

- (1) 地権者及び耕作者は、双方の合意により『様式 13-1 農用地利用計画の変更申出書兼変更計画書(地権者用)』及び『様式 13-2 農用地利用計画の変更申出書兼変更計画書(耕作者用)』(以下「変更計画書」という。)を 3 部作成し、署名又は記名押印して公社に提出するものとする。
- (2) 公社は、前項の変更計画書の提出を受け適当と認められる場合は、当該促進計画に定める事項について変更の契約を締結し、次により、その内容を報告するものとする。
 - ア 地権者、耕作者及び農業委員会に対し、変更計画書の原本 1 部を送付する。
 - イ 県及び市町村に対し、変更計画書の写しを送付する。ただし、県から認可・公告の権限移譲を受けている市町村の場合、県に対する報告は省略することができるものとする。
- 2 一括方式において促進計画の内容を変更する必要がある場合は、原則として当該契約を解約し、再度促進計画を定めることとする。ただし、当該市町村及び公社がやむを得ないと認めた場合は、地権者、耕作者双方の合意により変更計画書に署名又は記名押印し、公社に提出し、前項に準じて手続きを行うものとする。
- 3 市町村は、地権者又は耕作者から、公社と利用権を設定した内容について変更する旨の連絡を受けた場合は、速やかにその旨を公社に連絡するものとする。

(契約の解約)

第 7 条 利用権の種類が「賃貸借」である促進計画を解約する必要がある場合は、次により手続きを行う。

- (1) 地権者は『様式 14-1 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書』1 部及び『様式 15-1 合意解約書(賃貸借)』3 部を、耕作者は『様式 14-2 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書』1 部及び『様式 15-2 合意解約書(賃貸借)』3 部をそれぞれ作成し、記名

押印の上、公社に提出するものとする。なお、耕作者死亡による解約の場合は様式 15-1 の合意解約書(賃貸借)に代えて、相続人が『様式 15-5 合意解約書(賃貸借)』3部を作成し、記名押印の上、公社に提出するものとする。

(2) 公社は、前号の合意解約書(賃貸借)が適当と認められ解約する場合は、合意解約を締結し、次により、その内容を報告するものとする。

ア 地権者及び耕作者に対し、合意解約書(賃貸借)の原本1部を送付する。

イ 農業委員会に対し、通知書及び合意解約書(賃貸借)の原本1部を送付する。

ウ 県及び市町村に対し、合意解約書(賃貸借)の写しを送付する。ただし、県から認可・公告の権限移譲を受けている市町村の場合、県に対する報告は省略することができるものとする。

2 利用権の種類が「使用貸借」である促進計画を解約する必要がある場合は、次により手続きを行う。

(1) 地権者は『様式 15-3 合意解約書(使用貸借)』を、耕作者は『様式 15-4 合意解約書(使用貸借)』を、3部作成し、記名押印の上、公社に提出するものとする。

(2) 公社は、前号の合意解約書(使用貸借)が適当と認められ解約する場合は、合意解約を締結し、次により、その内容を報告するものとする。

ア 地権者、耕作者及び農業委員会に対し、合意解約書(使用貸借)の原本1部を送付する。

イ 県及び市町村に対し、合意解約書(使用貸借)の写しを送付する。ただし、県から認可・公告の権限移譲を受けている市町村の場合、県に対する報告は省略することができるものとする。

3 市町村は、地権者又は耕作者から、公社と利用権を設定した契約について解約する旨の連絡を受けた場合は、速やかにその旨を公社に連絡するものとする。

(地権者・耕作者の変更)

第8条 地権者及び耕作者の死亡に伴う促進計画を解約する必要がある場合は、次により手続きを行う。

(1) 地権者の死亡に伴い相続が発生した場合、相続人は、速やかに公社に連絡するとともに、『様式 16 農地中間管理事業に係る利用権設定者の死亡届』又は『様式 17 農地中間管理事業に係る利用権設定者(所有者)の変更届』を作成し、公社に提出するものとする。

(2) 耕作者の死亡に伴い相続が発生した場合、相続人は、速やかに公社に連絡するとともに、ア、イ又はウにより手続きを行うものとする。

ア 利用権の種類が賃借権であり、相続人が継続して営農を行う意思がある場合は、相続人が『様式 18 農地中間管理事業に係る利用権の設定を受けた者の死亡届及び契約の承継願』を作成し、公社に提出するものとする。

イ 利用権の種類が賃借権であり、相続人に営農を行う意思がない場合は、相続人が前条第1項による解約手続きを行う。なお、当該農地については、地域計画に基づいて市町村、農業委員会、公社、県及びその他関係機関は、協力・協議して新たな耕作者に貸し付けるよう努めるものとする。

ウ 利用権の種類が使用貸借の場合は、民法第597条第3項に基づきその契約は終了

する。この場合においても、前号と同様、新たな耕作者に貸し付けるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、地権者又は耕作者の相続人から相続が発生した旨の連絡を受けた場合は、速やかにその旨を公社に連絡するものとする。

（農地の利用状況の報告）

第 9 条 公社は、農地の利用状況の確認のために必要があると判断した場合は、耕作者に対して期日を定め、『様式 19 農地の利用状況報告書』の提出を求めるものとする。

（農地に関する情報の提供等）

第 10 条 市町村及び公社は、農地中間管理事業の実施に当たり、個人情報の保護に関する法律及び関連法令等を遵守し、農地に関する情報を共有し、又は相互に提供するものとする。

- 2 公社は、農業委員会に対し農地台帳に記録された事項の提供を求める場合は、農地法施行規則第 103 条の規定に基づき、『様式 20 貴農業委員会が有する農地台帳記録事項の提供について』を作成の上、農業委員会へ依頼するものとする。
- 3 県及び農業委員会は、公社に対し農地中間管理事業による利用権を設定している農地に関する情報の提供を求める場合は、農地法第 51 条の 2 第 2 項の規定に基づき、『様式 21 農地中間管理機構が中間管理権を有する農地情報の提供について』を作成の上、公社へ依頼するものとする。

（権限移譲）

第 11 条 「徳島県の事務処理の特例に関する条例」に基づき「農用地利用集積等促進計画の認可・公告に関する事務(法第 18 条第 1 項及び第 7 項)」を移譲された市町村においては、第 3 条第 2 項、第 4 条第 2 項、第 5 条第 3 項及び同条第 4 項の「県知事」を「市町村長」に読み替える。

（その他）

第 12 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は代表理事が別に定める。

附則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この要領は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。